日本の労働科学論者における時短問題 -藤林敬三の所説を中心として一

吉 井 紀 夫

I 序

本稿は日本の戦前のいわゆる労働科学研究における労働時間短縮についての藤林敬三、および福田徳三の議論を、特に前者を中心として概観し意義と問題点を指摘することを目的とする。藤林、福田の両者は戦前における日本の労働科学・労働経済学分野で著名な研究者といえるが、彼らは主として19世紀の労働時間短縮論者、例えばブレンターノ、ジョン・レイ、エルンスト・アッベなどの所説を紹介しさまざまな検討を行っている。 ^{注1} 筆者は拙稿 [2015] で、主としてホワイトカラーの長時間労働と時短を扱ったが、そこで紹介したビジネスの現場での実際の体験に基づいたものと同様の主張、すなわち、時短によって生産や業績は必ずしも減少せずむしろ増加する、がすでに彼らによって19世紀に行われていたのである。しかしこれらは最近の研究ではほとんど等閑視されているように思う。 ^{注2}また拙稿 [2015] ではHicks [1963] も同様の見解を述べていることにも触れたが、彼の見解についても注目されていないようである。そこで、藤林や福田などの所説を検討し標準的な経済学の理論をどのように豊富化するか、をさらに考える一助としたい。

注1 藤林「1941]、福田「1930]を主な検討対象とする。

注2 小倉 [1996] は藤林およびAbbeの研究の重要性を指摘している。

Ⅱ 藤林の労働科学

「労働者政策は労働者の労働生産性の増大を通じて、一国の労働生産力の増 進に役立たんとするものである。」

藤林は、まず以上のように述べた後に、工業化初期の労働力酷使についての経済史的事実から始め、労働の能率や労働力の保持に関する学説や政策の発展などを論じたうえで彼自身の考える労働科学という学問を定義している。すなわち、資本主義的には、労働能率の最大化が、労働について個々の企業の期待する最高のものであり、低賃銀、また長労働時間である。このことは、工場制度発展の初期に、どの国においても労働力の早期摩滅を引き起こした。このような状態は結局一国経済の発展の基礎を危うくするから、人道主義、博愛主義、また軍事上の見地から、私企業の反対にもかかわらず、社会政策における労働者保護政策の出現をもたらした。また資本主義の発展は、企業の大規模化と生産の技術と組織の改変を伴い、質的により向上した労働力を必要とするに至ったので、労働力再生産の状態の悪化は避けられねばならなかった、という。

「しかもこの労働者保護政策の発展は総で次のような認識と努力とを確立せしめるに至っている。即ちまづ、労働条件、作業状況の改善、換言すれば、過長労働時間の短縮、労働賃金の増大、保険衛生設備の配慮、及びその他の厚生諸施設などは、...常に直ちに労働費の増大を意味するものではないという見解がこれである。そしてこの種の見解は単に学者がこれを支持したばかりではなく、また企業家の多くの人たちに依って、経験上確認せられたところでもあった。このようにして労働者保護政策は茲に(ここに)至って初めて、生産政策としての意義を興(あた)えられたと見ることが出来る。^{注3}...

注3 福田は同様の主張を行っているが、社会政策学会 [1908] において特に強調している。現在では、パク [2002] 第3章、小室 [2010] はじめに も、企業が、時短も含めたワークライフバランスに取り組むことを称して、ビジネス戦略、あるいは経営戦略としてのもの、と呼んでいる。

このようにして、資本主義的経営における、労働に対する要求としての労働能率の増進は、その初期における労働力のraubbau(酷使乱費)の状態から離れて、労働者保護政策の発展、...経営内に於ける労働能率に関する所謂科学的研究の発展に伴って、...労働力を合理的に利用することこそが、その能率を真に増大しうる所以であることが略々確認せられるに至った。...健全なる労働者こそ持続的にその日々の労働能率を高度に保ちうる^{造4}...

注4 以上の引用は、藤林 [1941] pp1-6

労働力保持の問題と労働能率の問題とは、明らかに矛盾しない...しかし吾々はこの二つの問題が矛盾することなく、相容れるものであると考え得るのは、労働力保護の諸方策を基底として、その上に労働能率の問題を考える場合である。|

「労働力保護の諸方策を基底として、その上に労働能率の問題を考える」と はどのようなことか。

「労働の生産力はまづ労働者保護政策の発展による労働力の保全、更にいえば、労働可能の年限の拡充を基礎とし、これに基づく合理的な労働能率の増進を通じて、真によく発展せしめられる...T・Eの大きさはまずTの大きさに重点が置かれねばならない。これに反してEの大小にのみ重点がおかれる場合には、Tを小ならしめる危険が多分にあり、假令この場合にT・Eの大きさが結局先の場合に同じになりうるとしても、寧ろ前の場合を選ぶべきである。...」

ここで、Tは労働者1人が生涯を通じて労働に従事する日数を、E、労働者1人1日あたりの生産量をさす。病気などで労働者が長く働けなくなったり若くして死亡したりするとTは小さくなる。まずTの大きさに重点が置かれるべきとの理由はおそらく、Tが健全に保持されていれば、非常時などに一時的に高いEを実現させることは可能であろうけれども、逆に恒常的にE

を最大Maximumにし続けることによって労働力の健全が損なわれTが減少してしまったらTを即座に増加させることは難しいから、ということであろう。

「そしてこの労働の能率を高度に維持し同時に労働力を長期間に亙って健全な状態に於いて維持する...このような理想的な状態における労働能率は最大Maximumの能率ではなくして、能率の最適度Optimumであるということが出来る。」 ²¹⁵

注5 以上は藤林 [1941] pp15-18

労働の能率をオプチマムに保持するということは、具体的には、

「労働に伴う精神的、身体的苦痛を出来るだけ軽減し、精神的にも身体的にも労働を容易化し、更に人をして労働に積極的に従事せしめ、その労働生産性を出来るだけ長期に維持せしめるにある。これに反して、労働能率のマキシマムを期待することは、...精神的、身体的諸条件を時には無視して、短時日の内に労働力を枯渇してしまう」注6

注6 藤林 [1941] p.75

ということである。そして藤林は、彼が生きた戦争の時代を反映した叙述

「今日では、日支事変を契機として既に、各経営は利潤追求の私経済的要求に優先して、何よりもまづ国家的意義に於ける生産力の増大を負荷されている。...生産の国家的要請は、緊迫せる国際情勢の下に於いて、何よりもまづ急速に国防体制を整備し、これを益々完全なものたらしめることである。このためには必要物資の生産は一日も忽にすることを許されない。しかも生産資材とともに労働力もまた、必ずしも充分に存するのではない。...各人の労働に対して望まれるところは、当然その日その日の生産額を最大化することである。謂わば最高能率の発揮が...望まれている...。しかし...資本

主義的要求としての最大能率の発揮とは、直ちに同一視せられてはならない。何となれば、労働力の不足は、国家的見地から見れば、絶えずそれの不自然なる消耗を警戒せしめるのに、充分の理由をなしているからである。」^{注7}

注7 藤林 [1941] p.72

を行い、最後に、わが国でもよく知られたテイラーの科学的管理法などと対 比させながら、自らの考える労働科学について結論している。彼にとっては、 労働科学とは、純理論的な科学ではなく事実に基づいた実践的な学問である。

「労働科学上の諸研究は、常に現実から遊離した抽象的な研究であってはならない...方法としては現実的人間研究が...常に採用されねばならぬ...従来無批判的に、一般に承認されていたところによると、労働科学の任務は単に労働能率の増進にあるとみなされている。これは...テイラーの科学的管理法、それからミュンスターベルクに依って創設されたと見ていい精神技術学、或は産業心理学を指導してきた目標である。しかしこの労働能率増進という目標は、直裁にいえば資本家的企業の利潤追求という私経済的要求をそのまま移し取ったものであって... 労働科学は私経済的な要求に多くわづらわされることなく、それから一歩を出て、国民経済的な要請に従わねばならない。...」 [18]

注8 藤林 [1941] pp.74-75

「一般に労働科学的研究が広く行われるようになったのは、...前世紀の終わりから今世紀の初めにかけてであると考えたい。そしてこの時代に労働科学的研究は、凡そ2つの系統のうちに発展したと見做される。即ち、1つは社会政策との関連に於いて、他の1つは経営生産政策との関連に於いてであった。社会政策との関連に於いては、所謂p155生産的社会政策論者の見解のうちに、...これに対して他方では同じ時代に、経営生産政策との関連に於いて、テイラーの科学的管理法...が甚だ著名なものとなった...しかし、吾々が実践的な目標を単に経営の生産政策に係わらしめるのではなく、一国

の労働生産力の増大という観点に結びつけるとすれば、共に元来生産政策的意味を持っていたこの2つの系統の労働科学的研究は、...一方ではその所謂社会政策的色調を脱落し、他方では資本主義の私的利潤の増大という生産的見地を取り除くことに依って、一義的に労働生産性の増大という国民経済的生産政策的目標が取挙げられ、此処に初めてp156労働科学の存在が可能とせられるに至るといっていい。...そして労働科学は、労働生産性の増大を企図する労働者政策に対して、その必要とする科学的基礎を提供するもの(である)」^{注9}

注9 藤林 [1941] p.154

Ⅲ 「高賃銀論者」の所説

労働能率の合理的な増進あるいは能率の最適度Optimumに関する議論の具体的な例として、藤林はブラッセーなどの19世紀末の論者を「社会政策的労働能率論」者と呼び、これらを紹介し検討している。それらは、労働条件の改善~高賃銀と労働時間の短縮~と労働能率の増進との間の関連を確認しようとするものであり、主な論者は、彼が「高賃銀論者」と呼ぶ、Brassey(ブラッセー)、米国Atkinson(アトキンソン)Schoenhof(シェーンホフ)、(ブレンタノー)である。また、次いでジョン・レイ、レオ・フォン・ブッフ、エルンスト・アッベについても述べている。この中で特に彼が注目するのは、ブラッセー、ブレンターノ、ジョン・レイ、エルンスト・アッベであると言えるので、以下ではこれらの論者についての彼の論評を見てみることにしよう。

① ブラッセー

Brassey(ブラッセー)は鉄道建設事業の著名な企業家であり、英国のほか、インドにまで事業を広げた。英国より経済的発展の遅れている諸外国で低賃金の多数の労働者を雇用し得たにも拘らず、この低賃金労働者の外に、はるかに高い賃金を支給して多数の英国労働者を同行させたが、各地で得た

実際経験に基づき、次のような主張を行っている、という。

「ブラッセーの見るところに依れば、高賃銀は、労働の生産性を増大せしめる。...高賃銀が、労働者の栄養状態を改善することによって彼らの肉体的活力を増進し^{注10}、同時に他方では、それが彼らの仕事に対する旺盛なる精神的活気を招来することは当然であって、この仕事に対する彼らの熱心なる態度は、また彼らの仕事に対する熟練の度を引き上げるものである。...しかし...労働能率の増進が低賃銀と高賃銀との差額を充分償わない場合には、それは技術上の発明を刺激し、雇主をして労働節約機械の利用を齎す。かくて結局高賃銀は人々の予想に反して、企業にとって不利ではなくなる。」(p180-182) ^{注11}

注10 福田 [1920] p452 459、464はこの点を非常に強調するが、効率賃銀仮説の栄養モデルに類似した考えといえる。

注11 藤林 [1941] pp180-182

② シェーンホフ

米国において、高賃銀論で有名であり、領事として欧州に派遣されその産業事情の調査を政府から委任され、米国との比較によって高賃銀を主張したようである。

「高賃銀が如何にして生産費を低下するか。...全くブラッセーの所論に等 しい。即ち、...労働者の肉体的栄養状態を改善することによって労働能率 を増進し、他方では技術の進歩を促すことによって労働生産力を増大する。

最も重要な点は、労働が如何に賢明に行われるにしても、それは常に身体的努力であるということである。...一般の経験するところによれば「より短い労働時間は、労働者をして、その労働において、より多くのエネルギーを出さしめることが出来る。」そして反対に、過長の労働時間は生産額の増加に支障を来たす許でなく、また身体の最善の力を破壊して了う。...そしてこのことp200 は当時既に若干の企業家の実際経験に依って示されている所でもあった。」 [#13

注13 藤林 [1941] pp196-199

③ ブレンターノ

19世紀後半の高賃銀論者として前3者よりはるかに有名であり、ブラッセー、シェーンホフ、の影響を受けているが、それより前に基本的な考え方は、ヘルフェリッヒの1867年の講義によっている、という。

「賃金の引き上げ、並に労働時間の短縮は労働者の肉体的栄養状態を改善し、且つ精神的作業意志を増強する...賃金の引き上げ、或いは労働時間の短縮が技術の進歩を誘致するのは、假令(たとえ仮令)え労働能率を増進せしめるにしても、尚多少の労働費の増加を意味する場合である。...労働条件の改善は一方では労働の能率を増進することによって、労働費を依然同様にするか或いは低めるかする。この何れの場合にも、それは直接技術進歩を促す誘引とはならない。しかし若し労働費を以前より高める結果を来たす場合には、生産技術の更改に向かわしめる充分な動因となる。」

ここまでは藤林もいうようにブラッセーの見解にほとんど等しいが、筆者 自身も重要と考えるのは、機械技術の進歩と労働者の労働との関係について の次の文である。

「更にブレンターノは、シェーンホフが、高賃銀を支払われている米国労働者がその労働に於いて有能かつ甚だ熱心であることを、述べているのを引用して、これに解釈を加えて次のように述べている。 "この技術上の諸改良は、また単に高い賃金と短い労働時間とに依って、甚だしく能率的となっている労働者を以て、実際に利用し得るに至る。"確かに吾々は...この点を明瞭に認めておかねばならなかったのである。技術の進歩は或いは機械の回転速度を速め、或いは広い且つ綿密な注意力を要求したりするのであって、多くの場合には、低賃金と長労働時間のために、肉体的にも精神的にも活動力の低位を余儀なくせられている労働者を以てしては、...思はざる障害に逢着することがあらう。」 ^{注14}

注14 藤林 [1941] pp208-211。また、""内と同様のことをPigou [1920] も 指摘している。注17参照。

そして藤林は、ブラッセー、シェーンホフ、ブレンターノの見解を、高賃銀と短労働時間とを主張している点で類似したものと結論し、彼らは産業界の多数の実際経験によって、労働時間の短縮に依って失われると考えられるものを充分に償うだけ、彼らの労働生産性が増進する、ということが裏書されていると見做した、という。そして、産業界の多数の実際経験の内の代表的なものとして、Marxにもよく登場するLeonard Hornerを紹介している。

「1847年に、英国議会を通過した10時間法案は翌年の5月1日に実施せられたが、当時工場監督官...であったLeonard Hornerは、3年後、其の観察の結果、凡そ次の如き結論に達している。

"出来高払い賃銀の支払われている工場の諸部課に於いては総て、10時間半の生産量が以前の12時間の生産量に殆どか全く等しいと云われている。このことは1部分は、機械をより完全なものとし、またその運転速度の増加を可能にしようとする発明心...によって説明せられる。しかしこのことは寧ろ労働者から、次のやうな事情に依って生じている。即ち、彼等の健康は増進し、...倦怠と疲労がなくなり、はるかに確実に又勤勉に作業することを可能にしそして、彼等の作業中に必要とせられる休息時間がいまや以前に比して少なくてすむという、時間の節約を可能にする、彼等の快活さと活動力とが増進する。" さらにホーナーはある場合の経験で、労働者の道徳的性質が明らかにかつ急速に良くなりつつあることを認めている。事実の観察から引き出されたこのホーナーの結論は、今日なお吾々にとっては誠に味わうべき言葉である。」 [115]

注15 藤林「1941] p.219-222

IV 最適労働時間に関する諸説

次に藤林は、前世紀の終わりから今世紀の初頭にかけての「8時間労

働論」の論者の主張を順に検討して行くが、その中に労働時間の最適限 (Optimum) 即ち、最適労働時間の考慮が現れている、とする。まず彼が 当時におけるホーナーの後継者として挙げるのはJohn Raeである。レイは過長労働時間の短縮と8時間労働の実施が、必ずしも生産量を減少させなかったという例を、各種の産業における実際経験のうちに求め、8時間労働制の 採用の有利なることを結論している、という。

「労働時間短縮は労働者をしてそれだけ自由時間に於ける休息を十分なら しめることによって、短縮せられた労働時間内に於ける増進した労働強度 を、生理的に充分に補いうるものであり、また過長労働時間から開放せられ た労働者が精神的、道徳的に生活の向上を可能にせられ、一・疲労に起因す ると考えられる疾病が...減少し、労働者の健康の増進が齎される。以上の ことをレイは繰り返し述べている。...労働時間短縮が労働生産性を減少さ せるものではないという見解だけでは、未だ問題は十分解決されえない。12 から10時間へ、9から8時間へと短縮せられることが有利だとすれば、吾々 はさらに8時間以下への短縮が同様に有利と考えていいか、が問題。レイは これに対して、労働時間短縮が、それによって引き起こされる労働生産性の 増加が、切り取られた労働時間の生産を丁度償う程度に、止められるべきも のであると考えることによって、理論上労働時間の最適限の存在を示してい る。... "理論的には、労働と休息の分割には...最大の能率が達せられる1 つの限界が存するはずである。そしてその限界はおそらくは異なれる国民、 異なる個人、同様にまた異なれる職業に対して異なるものであろうが...豪 州における非常に多種の職業に8時間労働日が採用されて何等不利益を伴っ ていないという事実は、次のことを暗示するものである。その限界は、兎も 角英国人にとっては、1日8時間以上というよりは、一般に寧ろそれ以下で あることが知られるであろう。"...彼のこの最適限に関する理論的結論は、 先の高賃金論者たちの短労働時間論に較べて、著しい進歩を示すものであ る...。更に注目すべきことは、自動機械の操作に従事する労働者に関して、 彼が自動機械の運転を支障なく行うためには、この場合にも尚ほ人的要因の 関与することの大なること、従ってまた労働時間短縮の効果の存在すること

を指摘している。 | 注16

注16 藤林 [1941] pp.224-229. 最後の文中の、自動機械の操作に従事する労働者 に関して...労働時間短縮の効果の存在すること、については、筆者も重要と 考えるが、検討は別の機会に行う。

次に、藤林は、おそらく彼が最も重要と考えるE Abbe(アッベ)の実験を取り上げている。

この実験は、非常に有名なものであり、Pigou [1920] においても紹介され、「国民分配分の最善の利益にとっては必要である以上の労働時間が、しばしば実際上行われてきたという証拠はかなり決定的である。」 ^{注17} との指摘がある。

「或る点を越えると、どの産業に於いても普通に働く労働時間の追加は労働 者を疲れさせて、究極的には、国民分配分を増加させるよりはむしろ減少せ しめることは明らかである。生理学の教えるところによれば、或る期間にわた る一定強度の労働の後には、身体はその最初の状態に復帰するために一定の休 息の合間を必要とし、かつこの合間は作業期間よりもいっそう急速に増大する、 と。適当な合間を欠くときは、われわれの能力は累進的に鈍ってくる。....さ らに、能率へのこの直接的損害のほかに、...産出高は、欠勤や遅刻にもとづ く時間の損失からも、また、勤務時間を通じての活気と、勤勉の減少からもと もに損害を受ける。... "産出高が機械によって制約されるところでは、損失 (長時間に基く) は小さいかもしれない。産出高が特に労働者にいっそう依存 するところでは、それは大きいであろう。純粋に機械的な仕事は疲れた人でも 充分によく遂行し得ることがある。判断と思慮を要求する熟練作業は新鮮さと 活力とを必要とする。" ...そして疲労していない労働者の管理に任すことの できる機械の台数は、疲労した労働者に任すことできるよりは多いということ を忘れてはならぬ。けれども重要な点は、種々の産業それぞれにおいて各部類 の労働者にとり一日の労働時間にはある長さがあって、それを超えて進むと国 民分配分にとって不利となるということである。...この結論の重要性は実際 的よりはむしろ学問的なものであると考えられるかもしれない。けだし使用者 と労働者の自利心は不当な長時間の労働を防止するに違いないからである。け れども多くの経験はこの楽観的見解を否定して、私的自利心がこの点でしばし ば重大な失敗をしたことを示している。工場制度の初期の恐るべき歴史を引 用する必要はない。全く最近にツァイス工場のアッベ(Abbe)博士は、自己 の行った実験に基いて、全産業労働者の少なくとも四分の三にあっては、一日 八ないし九時間の規則的労働からの方がこれよりいくらか長い時間の規則的労

働からよりも、多大の絶対的生産高一単に時間当たりの一層多大の生産高ではない一を期待することができると主張した。彼自身の工場において、 "二五三種の異なった作業において、彼は正確に同じ機械を使用して、9時間で〔10時間におけるよりも〕四パーセントだけ産出高を多く得られたことを発見した。"またいくつかの同様の実例が戦前も戦時中にも他のところから記録されている。...国民分配分の最善の利益にとっては必要である以上の労働時間が、しばしば実際上行われてきたという証拠はかなり決定的である。...」Pigou [1920] p67~72

また、高橋[1999]は戦前の日本の軍用機製作工場の例であるが次のような文書を紹介している。

「主トシテ作業ニヨル増産計画ニハ職工ノ体力ガ問題トナル。同一職工ガ残業仕事ヲナシ、且ソノ残業状態ガ少クモ数ヶ月間続クモノトスレバ、残業時間ハ午後八時迄(始業午前七時)ヲ限度ト見ネバナラナイ。何故ナラバ、之以上ノ残業ヲ続ケレバ、仕事ノ能力ガ下ルノミナラズ、工作ノ精度ヲ確保スルコトガ出来ナイ。...全能力ヲ以テ仕事ヲシテイル場合ニハ午後九時迄ノ残業ヲ一週間続ケテモ、病人続出シテ却テ生産能力ノ低下ヲ来スコトハ既ニ実際ニ屢々経験サレテヰル。」日満財政経済研究会(1936年)『航空機製作工業の研究』第5巻。日本近代史料研究会『日満財政経済研究会史料』(1970年)に所収。さらに武田 [2008] も、戦前および終戦直後の文献から、長時間労働、能率、疲労についての同様の指摘を紹介している。

「彼以前にも、8時間労働の経験は相当に累積せられてきたが、今日までもっとも著明なものとして伝えられているもののひとつがアッベの実験である。故福田徳三氏が熱心に伝えられたので最小限に述べる。|

として、以下のように説明している。この実験は、アッベが事実上経営するスイス・イェナのカール・ツァイス工場で行われたが、1900年4月1日から1年間にわたり、8時間労働を実施したというものである。そしてその1年間の労働者1人当たりの日能率(1日の生産量:筆者)を前年の9時間労働であった1年間と比較すると、8時間労働の場合には、日能率で平均3.3%増加した、という結果となった。以下、長くなるが引用する。

「アッベがその1年間の実験的8時間労働の実施の結果得たこの能率の増進は、彼の物理学者らしい慎重さに於いて、実験の諸条件、すなわち、労働に関する諸与件は素より、被調査労働者の選択においても充分の考慮が盡(つ

く)された結果である。」

アッベが近代的工業労働の一般的特徴と考えるのは、分業に基づく単調な繰り返し作業と、それに伴う労働疲労であり、疲労度を決定する要因は、1、一日の作業量、2、作業速度、3、労働者が工場内にいる時間である。そして彼が最重要とするのは、3である

「労働者が絶えず悪臭と喧騒の裡(うち)で、また災害に対する注意の緊張 の下において作業に従事していることは、既に疲労を誘発する所以である。 若し労働時間が短縮せられる場合には、常にそれだけ疲労の度を減じる。そ して若し労働者が8時間に於いて9時間におけると同様の生産をなしえたと すれば、9時間労働においては1時間長く労働者を工場内に止めて置くこと になり、それは右の意味における受動的疲労をそれだけ増加し、...それは 丁度機械の空転にも比すべき、正に人間の空転である。かくて労働時間の短 縮はまづこの人間の空転に対する力の節約を意味する。...更にそれが休息 時間にヨリ余裕あらしめることに依って、疲労の回復、また作業力の増大に 関与しうることはいうまでもない。そして労働時間短縮のこの2つの影響が、 より短い時間内における労働者の作業力の集約的行使を可能ならしめる所以 であり、この能率変化の過程はまったく自動的に行われると考えられている。 即ち、アッベの実験例に於いても、後述のように、労働者の作業力 のこの集約的行使、作業速度の増加は、作業における労働者の緊張努力の意 識に伴われた結果ではなく、寧ろそれは労働者の作業力の無意識的な、自動 的な順応現象であると解されている。 ^{注18}

注18 続いて、藤林は実験の詳細について以下のように述べている。

「彼のこの実験に対する態度は甚だ慎重であって、多くの付随的な問題に相当の注意を払っており、甚だ興味あり、暗示に充てる(あてる)問題が提起されている。アッベは実験に際して、労働者の作業の意識的態度、或いは作業意志の問題に多大の注意を払っている。実験は彼自らの発案に基づくものであり、しかも1年間の実験の結果、労働能率が以前より低下していれば、9時間に復帰するという了解が、労働者との間に存しており、この実験開始に際して労働者は彼らの7分の6以上のものが、時間の短縮にも拘らず能率の低下を招来

しないという自信を表明していた。(なお個数賃銀率になんらの変更もなかっ た) これらを総合して考えれば、労働者は8時間労働のもとにおいて作業意志 を強め、労働の主観的態度に相当の変化が齎されたと想像できる。しかし彼は この何人も抱く予想を稍々(やや)慎重に否定しようとしている。即ち、この 問題のために彼は屢々(しばしば)労働者と対話を交して、その労働態度を窺 (伺う) 知しようと努めている。そして実験の開始当初には、労働者は総て異 常な緊張のもとに能率低下を防ぐための努力を払ったが、その意識的な緊張努 力は永続せず、まもなく彼らは能率増進の意志を放置する状態に陥っているこ とが彼によって確かめられている。しかも労働能率はこの緊張せる作業意志の 存否にかかわらず増加していた。...しかしわれわれはアッベの観察をそのま ま是認するには、尚多少の考慮を付け加えねばならない。何時でも作業意志の 存在が、一般に労働者の主観的態度の如何が、作業に対して重要な意義を持つ ことを否定し得ない。しかし異常な緊張感は長く続かないことも認める。では 異常な意志が拭い去られてしまった後には何が残るか。わたしは労働者の主観 的態度に2つの層を区別することが可能と考える。1つは意識の表面に強く顕 在し労働者自ら自覚しつつあるもの。他の1つは労働者の意識に潜在するもの、 を考えることが出来よう。|

一しかし作業量と作業速度とがともに増大することは、それだけ疲労を増大する所以である。其處で(そこで)時短を契機として、一方では作業力の節減が行われ、他方では疲労増加の理由が新たに付加される。したがってこの両者間に適当の均衡状態を齎すような時間の短縮が望ましいわけであるが、...時間の短縮が労働者の日能率を低減せしめず、また場合によっては却ってこれを増大せしめることも当然ありえることであって、それは別に異とするに足らない。^{注19}

注19 福田 [1920] p494 は、アッベの説明を次のように解説している。

「一日の效程が一定の時間に対して最高となり、又は労働時間の短縮が能率を高めうるのは休息時間が殖える為に力の恢復を増して、労働の集中的となるによりて被る力の消費を加算するも、猶全体に於いて、力の消費の節約せられ得る場合に限ると。――つまり力の消費が節約せられるから能率が増すのですから、節約の出来ない場合、其以上節約の余地のないような短縮を行ふか、又た時間を減じたために労働が集中的となって其の為に被る力の消費高に超過するときは、能率は増さないか、また却って減ずるのです。」

アッベは以上の所論から、即ち、時間の短縮に基づく労働者の作業力に関

する節約と支出の新しい均衡状態の想定から、一定の仕事と一定の人に対して、最大能率を実現する最短労働時間の存することを想定し得るに至っている。...しかし具体的に其の最適限が何時間であるかは、単なる理論の問題ではなく事実の問題である。...また彼は9時間や10時間が最適限であるような種類の労働の存在も否定していない。しかし彼は自身の実験に基づき、さらに英国における成功せる8時間労働の多くの場合を同時に考慮することによって、実際問題として次のような提言に達している。"少なくとも総ての工業労働者の4分の3、おそらくそれ以上のものに対しては、最適限は9時間においては尚未だ達せられず、8時間において尚行き過ぎではない。"従って工業の有ゆる(あらゆる)方面に亙って、漸次9時間から8時間への推移が行われることは、...ドイツ経済の将来の発展のために寧ろ望ましいことであると。」

更にアッベは、労働能率の増進が、年齢と、仕事の種類の相違と、重要な 関連を持つか否かを検討しているが、後者について、以下のようにまとめて いる。

- (1) 能率の最も上昇しているのは、その大部分が機械作業であるところの4、機械磨研、7、旋盤及裁断、11,木工、であり、それらは総て粗雑な作業である。
- (2) 時間能率増加の最も少ないのは2の繊細な作業であり、日能率はむしろ低下3%減少している。アッベはこの作業においては8時間は既に最適限を過ぎている、と考えている、と藤林はいうが、作業の詳しい内容はわからない。

「8時間労働に関するアッベの実験的観察の結果を顧ると、広く労働科学の立場から見て、彼の研究は今日尚吾々に対して甚だ興味あるものである。そして彼は元来物理学者であったにも拘らず、労働時間短縮問題について、よく有効なる科学的立場に立ちえたことは、誠にわれわれの尊敬に値する。....更にアッベをして8時間労働の実施に至らしめたのはレイの著作で

あったことと、彼がまたレイの8時間最適限論を踏襲したこととが記憶さるべきことである。」

注20 藤林 [1941] pp245-257

以上のように、高賃銀論および八時間労働最適限を見たうえで、藤林は、後者は、前者に比して、労働科学の立場からははるかに進歩したものである、と評価している。そして、産業部門、諸施設、労働組織、労働の種類などによって労働時間短縮の効果は異なるだろうとしているスイスの工場監督官であったSchulerや、8時間労働は恐らく総ての工業の労働時間の最適限の平均として出て来る最適限であるが、しかし個々の工業及び個々の作業の最適限がこの平均最適限から相当に離れている、と述べている、後の労働科学的研究者VernonとLipmannの見解を、今日の労働科学における代表的見解としている。注21ただし、最適限が産業ごとに違うからといって、最適限がそもそも存在しない、ということには当然ならないであろう。

注21 藤林 [1941] p.242 p259~260。Pigou. [1920] p69にも同様の指摘

V 問題点

藤林および福田の時短論における問題点をいくつかあげると以下のとおりである。

第1に、藤林や福田の、および彼らが紹介した議論は、工場労働についてのものであり、 ^{注22} 中でも、アッベはもちろんそうであるし、ヒックスもおそらく同様であろう。工場労働の時短に関して藤林やレイ、ブレンターノが述べていることに関しては、問題は2つに分けられるであろう。即ち、機械化が行われると、労働の密度が増加するから(それまでの)労働時間では労働者の疲労が急激に増加するので時短を行わざるを得ない、ということであり、もう1つは同じ機械化の度合いないし条件のもとでの時短の効果である。藤林の指摘は前者についてのものであり、後者については不問にとどまっているといえる。

注22 福田 [1920] については、例えば p.458、464、472、496.

拙稿〔2015〕では、主としてホワイトカラーの長時間労働と時短について扱ったが、最近の時短についての研究はホワイトカラー労働、事務・管理労働についてのものが多い反面、工場労働を正面から扱ったものは少ないように感じる。先に示した、同じ機械化の度合いないし条件のもとでの時短の効果が、工場労働についてもより一層分析される必要があるのではないか。 注23

本稿で扱った時短論者の、栄養と休養が労働強度の引き上げを可能にし、 生産増加につながりうる、との主張は、一般論としては正しいといえるが、 やはりより詳細な説明が必要である。それによって、工場労働からの知見が サービス労働に関しても得られるのではないか、さらに、工場労働における 深夜労働の健康問題は広く知られているので、特にこの深夜時間を少しでも 短縮するための手段を見出せるのではないか、といったことが考えられるで あろう。

注23 富田 [1988] は、ある装置産業企業の労働時間短縮についての実現の方法・手段を簡単に述べている。

第2に、藤林や福田にしても、時短の効果についての説明に具体性が乏しい、という点である。 i24

つまり、工場労働においての作業の内容、作業のスピード、合間の小休憩の取り方、などが時短によってどのように変化したかの細目が不明であることである。Marx [1867] は工場労働における時短と生産性の関連を調べたが、同様の不十分さを持っている。 注25 また、現代においても自動化された設備の工場ばかりでなく、ラインのもとで労働者が組立作業を行う工場であってもラインの速度は可変的でありうるし、労働者の肉体的能力を用いた作業が必要な工場もあることはいうまでもないであろう。

注24 福田は、福田 [1920] の中で、ブレンターノ 『労働経済論』に出会うより以前の自分自身の経験を述べているが、いくつかの例でも挙がっていたらと思う。 「思ひ出した一例を取って云えば、一日家に閉じ籠って本を読んだ時より二三時間公園を歩いた時の方が餘計讀める、毎日家に居った時と一週に二三度宛

(ずつ) 散歩を試みてそれが爲に時間を徒費した時と較べて見ると却て時間を徒費した時の方が餘計仕事をして居るやうなことを見出した、所が當時予輩が經濟學説として信じて居る所の點からして見ると、そんなことはあらう筈がない、是は例外である、餘計時間を働けば餘計結果のあるのは當然であって、少ない時間を働いて結果が多いといふのは、自身が惰け者であるからである、是は一人一個の例では全般を推論することが出来ぬものと、自分で自分を嘲って居った」 (p826-82)

野藤「2012」は、藤林や福田が言及していない点について次のように述べている。「アッベは、遅れて仕事についたり、休憩の間にアルコールを飲んだり、天気の良い日に各部署で遠足に行ったりするような古い習慣を従業員にやめるように求めた。」(p19)「以前には、各時間に数分間ずつ、絶えず仕事場の精神を尽き果てさせる騒音の中で休みをとり、ふと気がついて再び働き始めるというようなしだいであった。したがって、あるいはすでに休まれていたともいえるこの1時間を有効な休息時間にすることができるようになった。1日8時間労働が実施された際に、勤務時間中にビールなどのアルコール類を飲用するとか、時間を守らないなどの長時間労働の古い習慣も、試験期間中の結果がよく、労働者の同意を得て排除された。1日の労働時間をまる1時間短縮されたことによって、勤務時間中に活気にあふれて仕事が行われるようになった。」(p112)

注25 Marx [1867] は第13章(c)労働の強化pp329-332において、周知のように英工 場検査官報告などに基づき、次のように述べている。簡明さのため、文の順序 は変えている。

「そこで問題となるのは、労働はいかにして強化されるか?ということである。 労働日短縮の第1の効果は、労働力の作用能力は労働力の作用時間に逆比例す るという、自明の法則にもとづく。だから、力の発揮時間のうえで失われるも のは、特定の限界内では、力の発揮程度のうえで獲得される。...機械がなん らの役割も演じないか取るに足りない役割しか演じないマニュファクチャ、た とえば製陶業では、工場条例の実施によって、単なる労働日短縮によって労働 の規則正しさ・斉一性・秩序・継続性・および精力が驚くほど高まるというこ とが、はっきり証明された。だがこの効果は、本来的工場では疑わしいかに見 えた。けだしこの場合には、機械の継続的で斉一的な運動への労働者の従属に よって、すでに以前からきわめて厳格な規律が創造されていたからである。し たがって、1844年に、12時間以下への労働日短縮が討議されたとき、工場主た ちはほとんど異口同音に宣言した、――"彼らの監督たちは、さまざまな作業 場で、職工たちが時間を無駄にしないように監視した。" "労働者たちの側で の油断なさと注意深さとの程度は、ほとんど高める余地がない。"また、その 他いっさいの事情は、たとえば機械の歩調などを同等不変と前提すれば、"し たがって、うまく経営されている工場では、労働者たちの注意を高めることな どによって何か大した成果を期待するのは無理であろう"と。... 12時間条

例の支配下ですでに1844年に達成された...労働の強度を見れば、イギリスの 工場主たちが声明して、この方向でのこれ以上の進歩は不可能であり、した がって、労働時間のこれ以上の減少は生産の減少と同じことだといったのは、 当時では尤もと思われた。彼らの理由が一見正当だということは、彼らに対す る倦むことをしらぬ監督官たる工場検査官レナード・ホーナーの、時を同じく する次の言明によって最もよく証明される。 — "生産量は主として機械の速 度によって規制されるのであるから、つぎのような条件と一致する最高速度を もって機械を運転することは、工場主たちの利益でなければならない。その条 件とは、機械のあまりにも急激な破損の防止、製品の品質の維持、および、継 続的になしうる以上の努力をしないで運転に追随する労働者の能力、これであ る。......しばしば、工場主が急いで運転を余りにも速めすぎるということが 起こる。その場合には、破損品や粗悪品の損失が速度の利益よりも大きいの で、彼は余儀なく機械の歩調を緩和させる。活動的で慧眼な工場主は到達しう る最大限度を発見するのだから、12時間で生産するだけのものを11時間で生産 することは不可能だ、というのが私の結論であった。"と。...この主張はも ろもろの実験によって打破された。R・ガードナー氏は、ブレストンにある彼 の2大工場で、1844年4月20日いらい、毎日、12時間の代わりにもはや11時間 しか作業させなかった。ほぼ1年後に生じた結果によると、 "同じ分量の生産 物が同じ費用で得られ、そして全労働者が11時間で、以前に12時間で稼いだの とちょうど同じ労賃を稼いだ。"精紡室および琉綿室における実験には、ここ ではふれない。けだしそれは、機械の速度の増加(2パセントの)と結びつい ていたからである。これに反し、きわめて相異なる種類の、かるい模様つきの 新流行品まで織られた製織部では、客観的生産諸条件にはまったく何らの変化 も生じなかった。その結果は―― "1844年1月6日から4月20日までは、12時 間労働日で各労働者の平均週賃銀が10シリング1ペンス半、...4月20日から 6月29日までは、11時間労働日で平均週賃銀が10シリング3ペンス半"であっ た。この場合には11時間で、以前に12時間で生産されたよりも多く生産された のであって、それはもっぱら、労働者たちのより大きな斉一的勤勉と彼らの時 間節約とのせいであった。労働者たちは同じ賃銀を受け取りながら1時間の自 由な時間をえたが、資本家のほうは、同じ分量の生産物と、1時間分の石炭・ ガスなどの支出節約とをえた。同様な実験は、同等な結果をもって、ハロック ス・ジャクスン合名会社の諸工場でも行われた。...前述の実験では、精神的 要素が著大な役割を演じた。労働者たちは工場検査官に説明した。――"われ われは従来よりも意気ごんで労働します。われわれは、夕方に早く帰れるとい う報酬のことを絶えず考えています。それで全工場に、最年少の糸つなぎ工か ら最年長工にいたるまで、溌剌たる陽気な精神がみなぎっており、われわれは お互いにうんと助け合うことができます"と。... ...彼じしん (ホーナーを 指す:筆者)、10年後に、1845年の彼の心配を引用して、当時彼が、労働日の 強制的短縮によって同じように極度に緊張させられる機械と人間労働力との弾

力性を把握することのいかに少なかったかを証明している。」ここで述べられている工場労働の特色は、ホーナーと同様の表現をしたならば、工場主は、機械の急激な破損の防止、製品の品質の維持、および、運転に追随する労働者の能力、を考慮したうえで、到達しうる機械の最大運転速度を発見するのだから、生産量は主として機械の速度によって規制される、というものである。しかし、それにもかかわらず12時間から11時間への労働時間の短縮によって生産が増加した、ということの原因・理由を詳細に明らかにしなければならないのではないか。それを多少なりともうかがわせるものは、精神的要素であるとMarxの表現している箇所であるが、「互いにうんと助け合う」のは精神的要素だけではないだろうし、「機械と人間労働力との弾力性」とはどんなことかについても不明のままである。

これに対し、拙稿 [2015] で取り上げた、ホワイトカラー労働、営業・事務・管理労働における時短の効果や方法についての小室 [2008] 、[2011] 、佐々木 [2009] 、パク [2002] 、吉越 [2007] 、[2008] などの現場の経験の叙述は非常に具体的である。例えば小室、佐々木、吉越は、自らの体験に基づいており、特に小室 [2008] 、[2011] は時短の手段・方法に関し非常に具体的であって多くのツールを示しており、定型業務のマニュアル化、朝メールによる1日の計画化、文書やメールの雛形の作成、などがどのようなもので、実施した結果も詳細に述べている。 注26このようなビジネスの現場で活躍している人々や時短を実現した企業の実際の体験にもっと注目すべきであると考える。

注26 小室 [2008] pp.82-117、[2011] pp.29-66。 石田 [2012] は、ある企業の成功した時短の取り組みを紹介しており、業務効率化の方法として、重要度の低いシゴトをやめる、重要度の高いシゴトも標準化したりシンプルにしたりする、ということを紹介しているが、あまり具体的な説明はない。第2章pp.65~77。また、時短の事例としてわかりやすいものに 中小企業における長時間労働見直し支援事業検討委員会 [2011] 、東京海上日勤リスクコンサルティング [2011] 『中小企業に役立つ時間外労働削減の事例集』、日本労働組合総連合労働条件・中小労働対策局 [2015] がある。

VI 結び

日本の戦前における労働科学論における時短問題を、藤林、福田、および

彼らがが紹介・吟味している19世紀末から20世紀初頭の経済学者や企業家な どの著作によりながら見てきたが、これらの中に、拙稿〔2015〕で紹介した、 時短によって生産や業績は必ずしも減少せずむしろ増加する、というビジネ スの現場の経験と同様の叙述が数多く見出されたのは驚くべきことであった。 拙稿〔2015〕では、小倉「2004〕、樋口「1996〕などの標準的な説明にお ける労働時間効率曲線が時短によって上方シフトすると考えるべきではない か、ということを論じたが、同時に、すでにHicks「1963」が、同様の指摘 を行っていたということにも触れた。また、Marx [1867] も同様の事実に ついて英工場監督官報告を引用して、いまひとつ具体性に欠けるが、紹介し ている。このHicksや、MarxおよびPigouも含めれば19世紀中葉から20世紀 半ばの経済学者や企業家などの議論が、藤林らも含めて、長時間労働が問題 となっている現代の日本において、ビジネスの現場にいる何人かの人々の経 験に基づく主張となって復活している、ということができそうである。しか しこれらの議論は、最近の研究ではほとんど言及すらされていないようであ る。それだけに、彼らの研究は今日においてもなお大きな意義を持っている といえるし、さらに十分な吟味・検討を受けるだけの価値があるものと筆者 は考える。

参考文献

浅野和也「2010」「トヨタ生産方式と労働密度」『東邦学誌』第39巻第1号.

石田光男 [2012] 『労働時間の決定―時間管理の実態分析』ミネルヴァ書房.

市原季一 [1955] 「エルンスト・アッベの經營政策」『国民経済雑誌』第92巻第3号.

- 小倉一哉 [1998] 「労働時間に関する研究の系譜」 『リーディングス 日本の労働 4』 日本労働研究機構.
- 小倉一哉・坂口尚文 [2004] 「日本の長時間労働・不払い労働時間に関する考察」 JILPT Discussion Paper Series年3月.
- 小松史朗 [2013] 「日本的標準作業管理の特質と"受容"の過程(1)」立命館経営 学 第52巻第2・3号.
- 小松史朗 [2014] 「日本的標準作業管理の特質と"受容"の過程(2)」立命館経営 学 第53巻第1号.
- 小室淑恵[2008] 『6時に帰る チーム術』日本能率協会.

小室淑恵 [2010] 『ワークライフバランス 考え方と導入法』 (改訂版) 日本能率 協会。

小室淑恵[2011] 『3人で5人分の仕事を無理なくまわす』プレジデント社.

坂本重泰 [2000] 「日本の製造業における生産性実態の考察」 『同志社政策科学研究』 第2号.

佐々木常夫 [2009] 『部下を定時に帰す仕事術』WAVE出版.

社会政策学会「1908」『工場法と労働問題』同文館.

パク・ジョアン・スックチャ「2002」『会社人間が会社をつぶす』朝日新聞社、

武田晴人「2008」『仕事と日本人』筑摩書房.

中小企業における長時間労働見直し支援事業検討委員会 [2011] 『時間外労働削減 の好事例集』厚生労働省.

東京海上日勤リスクコンサルティング [2011] 『中小企業主に役立つ時間外労働削 減の事例集』厚生労働省.

富田安信 [1988] 「交替制勤務における労働時間短縮」 『大阪府立大学経済研究』 33巻3号.

中鉢正美[1963] 「労働経済論における藤林教授の業績」『三田学会雑誌』56巻 6・7号。

西沢保 [2006] 「福田徳三の厚生経済学研究とその国際的環境」『経済研究』57(3). 日本労働組合総連合 労働条件・中小労働対策局 [2015] 『時短レシピ〜労働時間 短縮に向けた取り組み事例集』.

野藤忠[2012] 『カールツァイスの経営倫理』ミネルヴァ書房.

樋口美雄「1996」『労働経済学』東洋経済新報社.

広田薫 [2008] 「マネジメントの視点から見た残業削減の進め方」 『労政時報』第 3735号.

広田薫 [2013] 実務視点から見た時間外労働削減に向けたアプローチ」 『労政時報』 第33837号.

福田徳三 [1930] 『経済学原理』改造社.

福田徳三「1920」『経済学研究』前編、同文館.

藤林敬三 [1941] 『労働者政策と労働科学』有斐閣.

前田淳 [2008] 「フォードシステムの構築とその意義(一)」 『三田商学研究』 第51巻第1号.

前田淳[2008]「フォードシステムの構築とその意義(二)」『三田商学研究』第 51巻第2号。

松島静雄 [1998] 「藤林敬三 労働者政策と労働科学」『日本労働研究雑誌』 vol.40. N04.

村松久良光 [2002] 「1990年代における生産職場に関する聞き取り手法の評価」

『日本労働研究雑誌』 vol.44 No.2 · 3.

吉井紀夫 [2015] 「ビジネスの現場の経験と労働時間効率」『追手門経済論集』第 50巻第1号.

吉越浩一郎「2007」『残業ゼロの仕事力』日本能率協会。

吉越浩一郎[2008] 『ムダな仕事はもう、やめよう!』かんき出版.

Abbe. E. [1921] Gesammelte Abhandlungen, III.BD.2.Aufl.

Brassey, T., [1872] On Work and Wages, 3rd ed., Longmans, Green and Co.

Brentano. L [1893] Uber das Verhaltniss von Arbeitslohn und Arbeitszeit zur Arbeitsleistung, Duncker & Humblot. (福田徳三訳『労働経済論』同文館、1899年)

Hicks J. R. [1963] *The Theory of Wages*, 2nd ed., Macmillan. (内田忠寿訳 新版『賃金の理論』東洋経済新報社 1973)

Marx. K [1867] Das Kapital Dietz Verlag. (長谷部文雄訳、『資本論』1964年 河出書房新社)

Pigou. A. C., [1920] *The Economics of Welfare*, Macmillan and Co. Ltd. (気賀健三他訳『厚生経済学』東洋経済新報社 1969年)

Rae. J [1894] *Eight Hours for Work* Macmillan and Co. Ltd. Schoenhof. J, [1892] The Economy of High Wages,.

Schoenhof.J, [1892] The Economy of High Wages, G.P. Putnam's Sons.